

鳥取県医師会

2014年4月9日 7時23分

鳥取県庁 環境立県推進課

NO.8078 P. 1

(別紙様式1)

## 資料提供

平成26年4月9日

担当課  
(担当者)水・大気環境課  
(米澤、若林)

電話番号

0857-26-7206

区分1

情報提供

## PM2.5情報【午前7時現在】

本日の鳥取県内の微小粒子状物質(PM2.5)の濃度は、環境基準値(人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準：1日平均値35マイクログラム/立方メートル)を超過することが予想されます。

各市町村及び関係機関においては、関係者への注意喚起等をお願いします。

最新情報はホームページから確認できます。 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

## 記

## 1 対象日

平成26年4月9日(水)

## 2 対象期間

1日間(本日のみ)

## 3 対象範囲

県内全域

## 4 注意喚起の基準

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が、1日の環境基準を超過すると予想される場合。

表) 注意喚起基準

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

| 区分 | 内容                  | 判断基準<br>(5時から7時までの1時間値<br>の平均値の県内最大値) | 本日の測定値<br>(5時から7時までの1時間値<br>の平均値の県内最大値) |
|----|---------------------|---------------------------------------|---|
| 1  | 情報提供 環境基準超過を予想 ※1   | 32超                                   | 41.7(米子局)                               |
| 2  | 注意情報 国暫定指針値に近い値を予想  | 70超                                   | —                                       |
| 3  | 警戒情報 国暫定指針値超過を予想 ※2 | 85超                                   | —                                       |

※1 環境基準(日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ):人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準

※2 国暫定指針値(日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ):健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

(参考) 県内測定局の測定値(#:最大):鳥取39.7、倉吉39.0、米子41.7#、境港40.0

## (行動の目安)

呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は健康への影響が見られる場合もあるため、マスクやうがい、不要不急の外出を控える等の予防措置をとるとともに体調の変化に注意する。

【情報発信】 鳥取県生活環境部水・大気環境課 電話 0857-26-7206